# (19) **日本国特許庁(JP)**

# (12) 公 表 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公表番号

特表2005-517828 (P2005-517828A)

(43) 公表日 平成17年6月16日(2005.6.16)

(51) Int.C1. <sup>7</sup>	F 1		テーマコート	ド (参考)
A 4 1 D 19/01	A 4 1 D	19/01	3BO11	
A 4 1 D 3/00	A 4 1 D	3/00 K	3BO31	
A 4 1 D 13/00	A 4 1 D	13/00 H	3BO33	
A 4 1 D 19/00	A 4 1 D	19/00 L	ı	
A42B 1/04	A 4 2 B	1/04 F	i	
		審査請求 未	請求 予備審査請求 有	(全 22 頁)
(21) 出願番号	特願2003-569005 (P2003-569005)	(71) 出願人 50431	7488	
(86) (22) 出願日	平成15年2月20日 (2003.2.20)	ロキ エルエルシー		
(85) 翻訳文提出日	平成16年10月19日 (2004.10.19)	アメリカ合衆国 コロラド 81506		
(86) 国際出願番号	PCT/US2003/005522	グランドジャンクション ジーロード 2		
(87) 国際公開番号	W02003/070034	682		
(a -)	- Na (2000 0 00)	/_ /\	aa	

(87) 国際公開日 平成15年8月28日 (2003.8.28)

(31) 優先権主張番号 10/079,118

(32) 優先日 平成14年2月20日(2002.2.20)

(33) 優先権主張国 米国(US)

EP (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, (81) 指定国 ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE, SI, SK, TR), A

U, CA, JP, US

(74)代理人 100082647

弁理士 永井 義久

(72) 発明者 アンダーソン・ダグラス・ディー

> アメリカ合衆国 コロラド 81504 グランドジャンクション ショショーンス

トリート 583

(72) 発明者 アンダーソン・セス・アイ

アメリカ合衆国 コロラド 81501 グランドジャンクション ウーレイアベニ

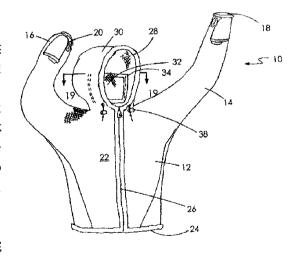
**14**12

最終頁に続く

### (54) 【発明の名称】多目的衣類

# (57)【要約】

多目的上半身マルチ形態衣類(10)が手カバー(20 )と頭カバー(30)に関して種々の着用の形態を提供 するように構成される。コート、ジャケット、シャツま たはベストは着用者の頭部を覆う一体化されたフード( 30)を有する。フードの中には、顔を覆っていないと きに着用者の頭部または首の後ろに払いのけられる一体 型顔シールド(32)があり、顔の多様な部分の保護を 可能にする。フード(30)は衣類(10)に引き締め られてよいか、あるいは別個に提供されるミトンが、ミ トンまたはその部分を取り除かなくても達成される種々 の着用形態を強化する。着用形態は、手の完全な露出、 親指と4本の指の露出、4本の指の指先の露出、手の完 全なカバー、及び一体化された手袋(100)による手 の完全なカバーを含む。手カバーは別個のミトンとして 提供されてよい。



#### 【特許請求の範囲】

# 【請求項1】

胴体部分と、

前記胴体部分に一体化して取り付けられた2つの腕部分と、

前記腕部分の間で前記胴体部分と一体化されたフードであって、顔開口部付きの内面を有する前記フードと、

2 つの対向する端部を有し、前記対向する端部の一方が前記内面の左側の通常垂直な位置に取り付けられ、前記対向する端部の他方が前記内面の右側の通常垂直な位置に取り付けられる顔カバーと、

を備え、

それによって前記顔カバーが、前記人の顔の一部が覆われる前面位置と、前記人の頭部の後部に隣接する背部位置の間で移動可能であり、

前記顔カバーが少なくとも2方向に引き伸ばすことができるように少なくとも1つの軸に沿って引き伸ばすことのできる布地から形成され、それにより前記顔カバーが(a)人の鼻を覆う、(b)人の口を覆う、(c)人の顎を覆う、(d)人の首の前側部分と鼻の下部を覆う、及び(e)人の後頭部を覆う位置の間で移動可能となるように形態変更可能であることを特徴とする、人用の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

#### 【請求項2】

前記顔カバーの中心部分にメッシュパネルをさらに備え、前記顔カバーが、前記メッシュパネルが呼吸蒸気で前記顔を飽和することなく、呼吸を容易にするために前記人の鼻孔及び口に近接する位置に移動可能であることを特徴とする請求項1に記載の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

# 【請求項3】

前記メッシュパネルが前記顔カバーに取り外し自在に取り付けられることを特徴とする請求項2に記載の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

## 【請求項4】

前記顔カバーが取り付け手段によって前記内面に取り外し自在に取り付けられることを特徴とする請求項1に記載の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

## 【請求項5】

前記取り付け手段がベルクロパッド、ジッパー及び留め金のうちの1つを含むことを特徴とする請求項4に記載の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

# 【請求項6】

人の頭部の回りで前記フードを引き締めるために通常前記顔開口部を囲むシンチ紐をさらに備えることを特徴とする請求項1に記載の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

### 【請求項7】

前記布地が2つの軸に沿って4方向に引き伸ばすことができることを特徴とする請求項1に記載の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

#### 【請求項8】

前記胴体部分、腕部分、フード及び顔カバーの少なくとも 1 つがフリース材料を含むことを特徴とする請求項 1 に記載の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

# 【請求項9】

前記顔開口部の上端縁に取り付けられる目を保護する鍔をさらに備えることを特徴とする請求項1に記載の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

# 【請求項10】

前記腕部分が前記胴体部分に取り外し自在に取り付けられ、それにより前記ボディウェアがジャケット及びベストの1つとして選択的に着用されることを特徴とする請求項1に記載の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

# 【請求項11】

前記腕部分と一体化した手カバーを備え、それぞれの前記手カバーが、 内部空間と、人の手が中に差し込まれてよい手の挿入端部と、前方末端部とを有する細 10

20

30

40

長い管状の部分と、

前記人の手が通過してよい前記末端部の開口部と、

前記差し込まれた手の掌に相当する前記管の掌側と、

前記差し込まれた手の裏側に相当する前記管の裏側と、

掌側から外向きに伸び、前記人の指を封入するための前記内部空間と連通する親指封入部と、

通常前記末端部から、通常前記親指封入部に近接する前記掌側にまたがるポケット開口部まで延在するポケットと、

を備えることを特徴とする、請求項1に記載の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

#### 【請求項12】

胴体部分と、

前記腕部分の間で前記胴体部分と一体化するフードであって、顔開口部付きの内面を有する前記フードと、

2 つの対向する端部を有し、前記対向する端部の一方が前記内面の左側の通常垂直な位置に取り付けられ、前記対向する端部の他方が前記内面の右側の通常垂直な位置に取り付けられる顔カバーと、

を備え、

それにより前記顔カバーが、前記人の顔の一部が覆われる前面位置と前記人の頭部の後部に隣接する背部位置の間で移動可能であり、

前記顔カバーが少なくとも2方向に引き伸ばすことができるように少なくとも1つの軸に沿って引き伸ばすことができる布地から形成され、それにより前記顔カバーが(a)人の鼻を覆う、(b)人の口を覆う、(c)人の顎を覆う、(d)人の首の前側部分と鼻の下部を覆う、及び(e)人の後頭部を覆う位置の間で移動可能となるように形態変更可能であることを特徴とする人用の多目的かつ多形態の上半身用衣類。

#### 【請求項13】

内部空間と、人の手が差し込まれてよい手の挿入端部と、前方末端部を有する細長い管状部分と、

前記人の手が通過してよい前記末端部の開口部と、

前記差し込まれた手の掌に相当する前記管の掌側と、

前記差し込まれた手の裏側に相当する前記管の裏側と、

掌側から外向きに伸び、前記人の親指を封入するための前記内部空間と連通する親指封入部と、

通常、前記末端部から、通常前記親指封入部に近接する前記掌側にまたがるポケット開口部まで延在するポケットと、

を備え、

前記ポケットが、前記末端部開口部がその露出のためにそこを通る人の手の通過のための大気に開放する掌位置と、前記手が完全に覆われる前記末端部開口部を覆う裏側位置の間で動作可能であることを特徴とする衣類用の多形態の手カバー。

## 【請求項14】

前記手カバーが前記ポケットを裏返しにすることにより手露出形態から手被覆形態に変更可能であることを特徴とする請求項13に記載の多形態手カバー。

#### 【請求項15】

前記親指封入部が前記ポケットを手被覆形態に反転することなく前記人の親指を突出して保持するように構成され、それにより前記親指封入部が手の上部部分及び4本指の上部部分を覆いながら、全体的な露出を前記人の指先端に制限することを特徴とする請求項13に記載の多形態手カバー。

#### 【請求項16】

前記親指封入部が使用されていないときに前記ポケット内で折り畳むことが可能であることを特徴とする請求項13に記載の多形態手カバー。

## 【請求項17】

50

40

10

20

中間位置に前記手カバーを通過する親指穴をさらに備え、それにより前記人の手が部分的に露出されることを特徴とする請求項13に記載の多形態手カバー。

#### 【請求項18】

手を通過させるための管状部分と、

前記管状部分の末端部と、

前記末端部の終端開口部と、

前記管状部分の中の親指封入部と、

前記末端部を、前記末端部から遠位の前記管状部分に連結し、それにより前記末端部が前記管状部分上で後方に折り曲げられるように動かされ、前記終端開口部を閉じる少なくとも1本の伸縮性紐と、

を備え、

前記管状部分の中へ人の手を差し込むことにより前記管状部分がまっすぐになり、前記伸縮性紐(複数の場合がある)を引き伸ばし、前記手が露出される前記末端部を通過できるようにすることを特徴とする多形態手カバー。

#### 【請求項19】

前記少なくとも1本の伸縮性紐が前記末端部分を前記手から後方に離して引っ込めさせることを特徴とする請求項18に記載の多形態手カバー。

#### 【請求項20】

人の親指を封入し、前記終端開口部を通して人の手の通過を制限するために前記管状部分に取り付けられる親指封入部をさらに備えることを特徴とする請求項18に記載の多形態手カバー。

#### 【請求項21】

前記管状部分にポケットをさらに備え、前記ポケットが前記親指封入部に隣接し、それにより前記親指封入部がその保管のために前記ポケットの中に引っ込み可能であることを特徴とする請求項18に記載の多形態手カバー。

【発明の詳細な説明】

# 【技術分野】

#### [00001]

本発明は、上半身用衣類に関する。さらに具体的には、本発明は、幅広い範囲の大気条件及び着用者の活動に対処するために種々のさまざまな形態で着用されてよい多機能な衣類に関する。本発明は、さらに詳細には、特に頭用衣類と手用衣類を含むそれに対する付属物を備えるコート、ジャケット、ベストまたはシャツに関する。

#### 【背景技術】

# [0002]

コートとジャケットなどの暖かい上半身用衣類に対するニーズは人間らしさにはつねに重要であった。寒い気温を経験する地方では、腕や脚(特に手と足)などの人間の頭部及び手足からの熱の移動は最も重大であることが判明している。これは、質量に対する表面面積の比率がこれらの領域で最も高く、人間の活動が多くの場合頭部と手の少なくとも一部が露出されている、つまりときどき覆われていないことに基づいているためである。これはスキー、スキーツアー、アイスクライミング、登山、ロッククライミング、アイスセーリング、スケート、アイスフィッシング、ハンティング、スノーモービル、スノーシューイング、ウィンターキャンプ等の非常に人気になってきている多くの屋外での冬の活動に当てはまる。

# [0003]

ジャケットやコートなどの上半身用衣類の寒中での使用において、着用者の体からの熱の移動は通常いくつかの特定的な領域で発生する。第1に、体及び衣類の腕を通した全体的な熱の移動がある。この熱の損失はコートの材料の断熱値を変えることによって、及び/または一般的に実践されているように、外側の衣類の下でのシャツ、セーター等の重ね着によって調節されてよい。第2に、コートの下端と人のウェストの間の空間を通る空気の移動による熱の損失がある。この熱の損失は人のウェストの回りでのコートの締め付け

10

20

30

40

30

40

50

を変えることによって調節されてよい。第3に、着用者の頭部の露出からの熱の損失があり、それは多くのケースでは着用者の上半身からの熱の損失の主要な原因である。露出されている頭部領域の調節、及び頭カバーの断熱特性を変えることは、所望される頭部温度を達成するために使用される2つの方法である。第4に、手と前腕からの熱の移動も非常に重要である。多くの寒中での活動は、指またはときには頭部全体をあらわにすること、またはミトンの代わりに指のある手袋の使用を必要とする。

#### [0004]

上半身用衣類、ヘッドウェア及びハンドウェアの分野では、技術は、寒中ジャケットとともに使用されてよい、あるいは寒中ジャケットの一部であってよい手カバー及び頭カバーの過剰なデザイン及び構成で溢れている。これらの従来の技術の衣料は通常ある特定の機能を提供することを目的としていた。手カバーのいくつかはミトン及び指付きの手袋としての代替の使用に対処する。

#### [00005]

Christmanらに対する米国特許第5,076,189号では、指に付加的な温かさ、あるいは代わりに冷たさを与えるために内側手袋の上で伸縮自在である袖口付きで衣類が示されている。

## [0006]

Buenosらに対する米国特許第4 , 7 5 6 , 0 2 7 号及び第4 , 9 4 4 , 0 4 1 号は、衣類の袖の中の内側手袋部分が、指先を露出するために逆さに折り畳める端部を備えた指の空洞部を有する類似する仕組みを示している。

# [0007]

Rasmussenに対する米国特許第2,340,017号では、子供が衣類を外さずにそれを開くのを妨げるように構成された一体化したスライドファスナつきのミトンが取り付けられた子供用のアウターウェアまたはコートが示されている。

### [0008]

Bromerらに対する米国特許第5,504,944号は、ミトンまたは手袋が使用されないときに手の一部の上に袖を保持するために親指を置くことができる開口部を備えたジャケットの袖を開示している。

# [0009]

Kennedyらに対する米国特許第2,274,335号では、ユーザの指がミトンから滑り出て鍵、券等を取り扱うことができるようにする掌に幅全体の開口があるミトンが示されている。開口の端縁に沿った縁かがりが開口を閉じ、ハンドルを握るための捕捉のグリップを提供するのに役立つ。

# [0010]

Lengyelに対する米国特許第5,678,248号、及びBeckmanらに対する米国特許番号第4,383,336号は、ミトンの中から指先を伸ばすためのスリット付きの端部を有するミトンを開示している。指を覆ったままで保つために、指はミトンの中で折り曲げられていなければならない。Van Bergeらに対する米国特許番号第5,172,427号では、ミトンは折り曲げられていない状態で指を保つために十分に大きい。

# [0011]

Helferに対する米国特許第3,403,408号は、手袋の指がそれを通して伸ばされてよい全幅のスリットを有する外側ミトンによってカバーされる内側手袋を有する手カバーを説明している。

# [0012]

Slimovitzに対する米国特許第3,299,441号では、Helferの手カバーに類似する手カバーが、スリットを通して指先を伸ばすことができるスリット付きミトンを有している。

# [0013]

Bushに対する米国特許第5,673,836号では、指の端部が、所望されるときに露出できるようにベルクロ(商標)部材で末端が閉じられている長手袋が示されている。

#### [0014]

類似した長手袋はSchublomに対する米国特許第4,805,338号に示されている。 この特許では、長手袋は、ユーザの手を露出するために剥がして戻すことのできる隣接す る別々にされた端縁を有している。

## [0015]

Kallmanに対する米国特許番号第4,933,992号では、手袋の裏面で横滑りし、 複数のストラップによってそこに保持されている手袋用の付属品が説明されている。該付 属品は手袋の4本の指と親指の上で滑り、断熱を強める部分を含み、鍵、金銭等を保管す るための空間を含む部分を含む。

#### [0016]

従来の技術には種々の他の開放可能なミトン/手袋がある。例えば、ジッパーによって 閉じることのできるしっかりとした末端部分を有するミトンは、Bohm-Myroに対する米国 特 許 第 2 , 1 2 8 , 7 9 6 号 と 第 2 , 6 0 3 , 7 9 0 号 に 、 及 び Harringtonに 対 する 米 国 特許第4,359,784号に説明されている。

#### [0017]

Johansonに対する米国特許第2,323,136号、Henriksonに対する第2,836 , 8 2 8 号 、 及 び Monkに 対 す る 第 4 , 1 9 5 , 4 0 5 号 は 、 長 穴 が ユ ー ザ の 指 ま た は 手 袋 をはめた指がミトンの布地から突出できるようにする柔らかな布地のミトンを説明してい る。

### [0018]

Treiberに対する米国特許第3,214,771号では、ミトンがコート袖の中のジッ パー付きのポケットに入れられている。該ミトンは引っ込める、及び着用のために袖口の 上に置くことができる。

### [0019]

Dawiedczykに対する米国特許第4,651,350号は、開放された先端が切り取られ た4本の指部分と、中間穴のある親指部分を有する作業手袋を示している。ハーフミトン は、手袋の裏側に取り付けられ、露出された指を覆うために前に枢動できる。

#### [0020]

Yatesらに対する米国特許第5 , 7 7 4 , 8 9 4 号は、指の封入部が壁内加熱装置を含 むゴルファー用の防寒用ミトンを示している。指の封入部は折り返すことができ、ベルク ロストリップでミトンの下部に取り付けることができる。

# [0021]

Noonanに対する米国特許第5 , 5 1 7 , 6 9 3 号では、長穴を密封するための折り蓋付 きのL字形をした、掌側の長穴を有する手カバーが描かれている。着用者の手は露出のた めの長穴を通して伸ばすことができる。

## [0022]

Patton, Srらに対する米国特許第4,698,850号は、療法のために所望される前 方に曲げ、後方に曲げた位置に指を置くために掌領域にストラップによって調節自在に取 リ付けられる指封入部を備えた運動療法手袋を説明している。

### [0023]

前記の参考文献のいずれも、開放袖、親指でめくられる開放袖、指のない手袋、完全な 手袋または完全なミトンとして機能してよい単一の手カバーを示していない。

## [0024]

Sivretらに対する米国特許第5,765,230号では、底部分が上部の内側で巻くり 上げられ顔カバーになるように構成された管状のフードとして示されている頭部衣料が示 されている。代わりに、ユーザの顔は顔開口部及び肩の上に置かれる衣料を通して飛び出 してよい。

# [0025]

Careyらに対する米国特許第6,272,690号では、頭カバーは呼吸用の穴が付い たネオプレンマスク部材を含む。ユーザの頭部、顔、及び首のかなりの被覆を完成するた 10

20

30

40

めにゴーグルが取り付けられてよい。

## 【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

#### [0026]

参考文献のどれも、フードの全体的な寸法を変更せずに顔シールドを引っ込めることのできる、あるいは頭部の上に頭カバーを乗せたときに顔の上に、あるいは頭部の後ろの上に代わりに置かれてよい衣料フードを示していない。

# 【課題を解決するための手段】

### [0027]

本発明は、ある実施形態において、大きな気温の変化に遭遇することのある寒中の使用のために構成されたジャケット、コート、シャツまたはベストなどの上半身用衣類するために種々の方法で使用されるように独自に設計される特定のヘッドウェア及び/またはハンドウェアを含む、あるいは特定のヘッドウェア及び/またはハンドウェアとももに使用するために構成される。衣類の胴体部分、腕部分及び頭カバーは、適切な強度、断熱値、耐水性、伸縮性、及び外観を有する材料から形成されてよい。頭カバー部分は成形レリスが/または成型しづらい材料、好ましくはゴアテックス(商標)などの「シェルの引き伸ばすことができる布地から形成された(hard - surfaced)フリースなく、を伸ばすことができる布地から形成された(hard - surfaced)フリースなく、の少なくとも一部は高い2方向または4方向の伸縮特性を有さなければならない。本発の気カバー及び手カバーは、多様な衣類の種類、つまりコート、ジャケット、シャツ、ベスト、取り付け可能/取り外し可能な腕部分等付きのベスト等と組み合わされた多様な構成で結合されてよい。

#### [0028]

衣類の頭カバーは、胴体部分と一体に形成されるフードである。完全に配備されると、フードは顔を囲む着用者の頭部を覆う。顔開口部でのフード端縁は、着用者の顔を取り囲む通路(channel)を含んでよい。顔の回りのフード布地を引き締めるために終端のシンチ装置(cinch device)付きの絞り紐が通路の中に通されてよい。さらに、1つの実施形態では、フードは着用者の目を隠すための短い鍔を含む。

#### [0029]

フードの特定の特徴はフードの内側に各端部で取り付けられてよい柔らかな多孔性の顔シールドである。該顔シールドは代わりに着用者の顔の下部の上に着用されてよく、(a)鼻、口、首、(b)口と首、または(c)着用者の首のいずれかを覆い、断熱するために調節可能である。顔、鼻、口及び/または首を覆うために使用されていないとき、顔シールドは着用者の頭部または首の後ろに配置してよい。頭部を覆うためにフードが着用されるのか、あるいは下方に引き下げられて首の回り(顎の下)に「襟」を形成するのかに関係なく、顔シールドは顔または首の部分を覆うために有効に使用されてよい。該顔シールドはフードの恒久的な部分として形成されてよい、あるいは例えばベルクロ(商標)パッド、ジッパー等で取り外し自在に取り付けられるように構成されてよい。顔シールドは、着用者がそれを通して呼吸できるスクリーンパネルで形成されてよく、顔シールド上での結露を最小限に抑える。

### [0030]

手カバーは、手、親指及び4本の指のそれぞれの多様な組み合わせ及び露出の程度を達成するために着用されるように多形態となるように形成されるミトンを備える。手カバーは衣類の袖の末端部分であってよい、あるいはジャケットまたはシャツとともに着用してよい別個のミトンであってよい、あるいは特定の衣類とは無関係に着用してよい。

#### [0031]

1 つの実施形態では、手カバーは完全なまたは実質的に完全な端部開口部付きの布地の管を備える。端部開口部は、(完全に閉じたミトンを形成するために)ミトンの裏側とミトンの掌側の間でひっくり返すことのできるツーウェイポケットにより閉じることができ

10

20

30

40

、それは親指封入部を覆うが、完全なまたは部分的な手の露出のために端部開口部を開く。着用者の指先だけが露出される親指の封入部が使用されてよい。第2の特徴は端部開口部に近接する親指穴であり、それにより手首と手の下部は、4本指の指先と親指が露出されている間に覆われた状態で保たれてよい。

#### [0032]

第2の実施形態は同様に形成されるが、加えて管に対して開き、ツーウェイポケットの下に保管される手袋の指封入部を含む。ツーウェイポケットがミトンの裏側にひっくり返された状態では、手袋の4本指の封入部は4本の指のそれぞれに対する1つの封入部、あるいは着用者の2本及び/または3本の指のための封入部として構成される。

#### [0033]

手カバーの別の実施形態は、着用者の手の裏側に折り返される末端開放端部を備えた管状の本体を有するミトンを備える。折られた部分は末端開放端部と手カバーの裏側の間に取り付けられる1本または複数本の伸縮性紐で折り返された位置に保持される。閉じられた(末端端部が折り返された)位置にあるとき、着用者は手を管状の本体を通して軸に沿って外向きに押し出すことにより完全なまたは部分的な手の露出を達成し、末端部を広げることができる。次に、伸縮性紐は、着用者の指の上で開放端部を後方に引っ込め、皺のよった袖口端部を形成する。ミトンが開放端部位置で使用されると、親指封入部は管状本体の外部上の親指ポケットの下に後方に折り曲げられてよい。ミトンは開放端部の近くに親指穴を含み、完全ではないが手の露出、例えば親指の露出と部分的な4本指の露出を有する位置を助長してよい。4本指を覆うミトンの部分は、好ましくは引き伸ばすことができる布地のから少なくとも部分的に形成されてよい。

#### [0034]

衣類の1つの変形では、フード及び顔シールド付きのジャケットが、ジッパーまたはベルクロ(商標)ストリップ等の他の取り付け装置により取り付けられる腕部分を有する。腕部分の袖口は親指穴、ベルクロ(商標)引き締めストリップ、またはここに説明される実施形態のいずれかの手カバーを含んでよい。

# [ 0 0 3 5 ]

ボディ、フード、顔シールド、腕部分及び手カバーを含む衣類は、人工的なフリース、表面が硬くされた(hard-faced)フリース、ゴアテックス・として知られているようなシェル材料、及び他の材料、特に高い程度の弾性または伸縮性を備えた材料などの種々の材料から形成されてよい。

# 【発明の効果】

#### [0036]

特徴の多様な組み合わせが衣類に高められた汎用性を与え、着用者が、別個のヘッドウェア装置及び/または別個のハンドウェア装置の取り外しまたは取り付けを必要とすることなく、手カバーと頭カバーを多岐に渡る大気条件(気温、風、降雨等)、及び物理的な活動の程度に適応させることができるようにする。本発明の多目的な衣類は、激しいまたは危険なスポーツに参加するときに特に有効であり、参加中の手/指の器用さ及び頭/顔の防寒のための被覆を調節することを可能にする。ストレスの多い状態での衣類のアイテムの損失は排除または削減され、着用者の快適さはつねに維持される。

# 【発明を実施するための最良の形態】

### [0037]

その他の実施形態だけではなく本発明の性質も本発明の以下の詳細な説明、添付請求項、及びここでの複数の図面を参照することにより明確に理解されてよい。

#### [0038]

使用及び動作中、及び図1を参照すると、本発明の衣類10の第1の例示的な実施形態がコートまたはジャケットとして描かれている。図示されているように、衣類10は、一体化した腕部分14、及びフードを備える一体化した頭カバー30を備えた胴体部分12を含む。各腕部分14は、胴体部分12から袖の下部部分16に延在する管を備え、本発明の一体化したミトン20を備える端末の手カバー付きで示されている。該ミトン20は

10

20

30

40

30

40

50

、ユーザの手がそれを通って伸びてよい端末開口部18付きで示されている。

### [0039]

図1に図示されるように、例示的な衣類10は、頭カバー(フード)30内で衣類の下端縁24から開口部28まで延在するジッパー26が付いた前部22を有している。頭カバー30には、着用者の頭部の回りを引き締めるための周辺を取り巻くシンチ紐(cinch cord)つまり絞り紐38が取り付けられてよい。顔シールド32は、頭カバー30の内側に各端部34が(固定してまたは一時的に)取り付けられた細長い断熱部材を備える。それはさらに詳細に後述される。

#### [0040]

図 2 は、シャツ、セーターまたはスウェットシャツなどの第 2 の例示的な衣類 1 0 A を描いている。該衣類 1 0 A は下部端縁 2 4 及び頭部開口部 2 8 A を備えた胴体部分 1 2 付きで示されている。該衣類 1 0 A は頭カバー 3 0 及び胴体ジッパー 2 6 なしで示されているが、腕部分 1 4 の袖下部 1 6 に多目的な手カバー 2 0 付きで示されている。該多目的な手カバー 2 0 は多形態の着用に備える本発明の要素を備える。

#### [0041]

図3では、本発明の別の実施形態が下端縁24付きの胴体部分12を備えるベスト型衣類10Bとして示されている。一体化された頭カバー30は縫い目36に沿って胴体部分12に接合され、操作可能な顔シールド32付きのフードとして示されている。頭カバー30は開口部28を有し、その回りにはシンチ紐38が着用者の頭部の上でカバーを引き締めるために使用される。該衣類10Bも、例示的な前部ジッパー26、腕部分開口部40、及びポケット42付きで示されている。

#### [0042]

本発明の手カバー20の多様な実施形態が後述される。それぞれが袖の下部部分16の伸張部として、あるいは特定のボディウェアとは関係なく着用してよい個別のミトン装置として形成されてよい(完全封入部形態で構成される図4の例を参照すること)。手カバー20の第1の実施形態20Aは、図4、図5、図6、図7及び図8でのさまざまな分1の形態で示されている。手カバー20Aは、人の手50がその中に入り込む管状の部分44を含む。該管状部分44はその末端部(終端部)66にある開口部18及び完全な親指封入部46を有する。ツーウェイポケット48が、例えば3つの端縁60で手カバー20Aの該管状部分44の前面62の周辺部分に、縫い付けられるなど、取り付けられている。ポケット48の第4の端縁は該管状部分44に取り付けられていないが、人の親指を覆っために使用されていないときに親指封入部46を差し込んでよいポケット開口部58を備える。手カバー20Aは末端部66の近くに親指穴70を含んでよく、掌51及び手の裏側57を覆ったままにしながら4本指54の大部分を露出することが所望されるときにそこを通して人の親指が差し込まれてよい。

## [0043]

ここで図5の手の完全露出着用形態を見ると、親指封入部46が手カバー20Aの前面62の一部を覆う該ツーウェイポケット48の下で折り曲げられている。親指封入部46はこのようにして非干渉位置に保持される。完全な手50が末端開口部18から突出して示され、手の完全な操作を可能とする。図5は、人差し指(第一指)54A、第二指54B、第3指54C及び小指54Dも露出された手50の一部として示している。

#### [0044]

図6では、着用者の手50は部分的に管状部分44の中に引っ込められており、親指52は親指穴70を通して差し込まれている。親指穴70は、手50があらわにされてよい範囲を制限する。この着用形態では、4本指54は、手の指以外の部分がおもに大部分は覆われている一方で大部分はあらわである。

#### [0045]

図 7 に図示されるように、親指封入部 4 6 はツーウェイポケット 4 8 から引っ込められ、着用者の親指 5 2 は、手 5 0 を管状部分 4 4 の中にさらに引っ込める間に親指封入部 4 6 の中に差し込まれる。手カバー 2 0 A の末端部 6 6 は任意の所望される範囲まで指 5 0

(特に指先端56)を露出するために引き戻されてよい。この「指なし手袋」着用形態では、親指52は入れられ、先端56が露出している。従って指先端の器用さは、親指52を露出しなくても保証される。

#### [0046]

図8に図示されるように、ツーウェイポケットは、開口部18を含む管状部分44の末端部66の上まで引っ張られ、手の完全封入部形態を形成してよい。この形態では着用者の手は完全に覆われる。前面62の掌領域68は、親指裏面72とともに、着用者の特定の活動によって必要とされる手の動きにつながる材料から形成されてよい。例えば、手がロープのきつい把持を形成しなければならない場合、掌領域68及び親指裏面72は滑らない表面の材料から形成されてよい。

#### [0047]

本発明の手カバー20は、好ましくはフリース、表面が硬くされたフリースなどの引き伸ばすことができる布地、あるいはゴアテックス(商標)などの「シェル」型材料などの一般的には成形しやすい及び/または成型しづらい材料、あるいはその組み合わせから形成されてよい。種々の他の布地も、伸縮性、滑りにくさ(non-slipperiness)、強度、摩耗、表面硬度及び断熱値の所望される特性を達成するために使用されてよい。

#### [ 0 0 4 8 ]

手カバー20Aは、左手ミトン用に示される図9の分解図に描かれるような複数の布地パネルから形成されてよい。図示されるように、1枚または複数枚の布地74がバックパネル76、上部手首パネル78、上部手パネル80、上部親指パネル82、裏面親指パネル84及びポケットパネル86を形成するために切断されてよい。該パネルは、縫い目線88に沿って縫うことによって接合される。パネル76、78及び86は、それぞれ折り返され、パネルに縫い付けられる1つのまたは複数の折り畳み端部90付きで示され、それぞれ末端開口部18、手首開口部92、及びポケット開口部58の回りに完成した端縁を作成して示されている。

#### [0049]

手カバー20Aのこの実施形態は別個のミトンとして、つまり衣類の腕の部分ではなく示され、着用者の手首または前腕の回りで引き締めるために手首開口部の折り畳まれた端部90の中に含まれるシンチ紐94を含む。やはり図9に図示されているのは、前述されたような親指穴70である。

#### [0050]

手カバー20は、さまざまな形状及び大きさのパネルから形成されてよい。例えば、パネル78と80は単一のパネルを備える。代わりに、パネル76、78及び80は単一のパネルを備え、それらの長手方向端縁を1本の縫い目に沿ってともに縫い付けることによって管状部分44の形成を可能にする。代わりに、パネル80と84は単一のパネルとして結合されてよい。構造の中の多様な他の変型が可能である。

# [0051]

別の一般的な手カバー実施形態20Bは、図10、図11及び図12に示されている。図10の分解図に図示されるように、手カバー20Bはバックパネル76、中間パネル96、前部指パネル98、4本指部分102付きの上部手パネル80、上部親指パネル82、裏面親指パネル84、及びポケットパネル86から形成されている。縫い目線88に沿って縫い付けることによって接合されると、図12、図13及び図14に示される手袋4本指形態だけではなく図5から図8の着用形態にも対処する手カバーが形成される。パネル98と80から形成される4本指手袋100は、そのパネル98が一般的に直線の上部縫い目線88Aに沿ってパネル96だけに縫い付けられ、パネル96とは無関係な行動の自由を可能にする。手カバー20Bは手首開口部92、完全露光開口部104及び手袋開口部106を含む。この実施形態20Bでは、パネル98と80から形成される4本指手袋100がツーウェイポケット48内で見えないところに折り畳まれる。ポケット48はミトンの裏側64の上に折り返され、4本指手袋100を露出してよい。

# [0052]

50

40

10

20

30

40

50

構造の1つの代替形式では、手カバー20Bは、図11に描かれているように、変化するパネル96と98によって形成されてよい。2枚のパネル96、98は縫い目線88Bで端と端をつないで接合され、末端開口部18を越えて外向きに突出する指部分102を形成する。この変形では、パネル96が4本指手袋100の内側部分になる。

#### [0053]

図12では、手カバー20Bが、4本指部分102及び親指封入部46が着用者が使用するために開放される4本指手袋形態で示されている。ツーウェイポケット48は手開口部(図示されず)の上で折り返され、それにより着用者の手のどの部分も露出されない。

#### [0054]

手カバー20Bの変形は図13に示され、親指封入部46と2つの指部分102Aと102Bを含んでいる。指部分102Aは着用者の手の人差し指(人差し指または「はね指」)54Aを封入し、指部分102Bは残りの3本の指(第2指54B、第3指54C及び小指54D)を封入する。この実施形態では、別個の指部分102Aがはね指54Aのために設けられ、例えば狩猟及び軍事利用に有効である。

#### [0055]

図14は着用者の人差し指54A及び第2指53を封入するための指部分102C、及び残りの2本の指54Cと54Dを封入するための指部分102Dを含む追加の変形を示す。ここで「ロブスター(lobster)」バージョンと呼ばれるこの実施形態は、自転車やオートバイに乗るときにブレーキレバーまたはクラッチレバー(図示されず)を掴むために特に有効である。手カバー20Bの複数の変形のいずれかは、同等なミトンを提供する類似するパターンだけではなく、図10と図11の修正されたパターンも使用して製造されてよい。

# [0056]

着用形態を変更する方法だけではなく、多目的な手カバー20cの別の実施形態も図15、図16、図17及び図8に示されている。図15に図示されるように、手カバー20cは、差し込まれた手が完全に封入される、または覆われる非露出形態にある。手カバー20cは、終端の、つまり末端開口部18付きの管状部分44から形成される。

### [0057]

親指穴70も末端部66の近くに図示されている。図15に図示される完全閉鎖形態では、末端開口部18を含む端部部分108が、交差軸110の回りのミトン背部64の上で折り返され、1本または複数本の引き伸ばすことのできる伸縮性紐112によってそこに保持されている。各伸縮性紐112は管状部分44の末端部66に取り付けられた端部116を有し、対向する端部118は管状部分44に取り付けられている。親指封入部46は管状部分44の一体化した部分となるように形成され、そこに近接している親指ポケット114の中に折り込まれてよい。手カバー20cは別個のミトンとなるように構成されてよい、あるいは衣類腕部分の一体化した一部であってよい。

#### [0058]

ユーザが頭部 5 0 または指 5 4 を露出することを希望するとき、腕及び手は、図 1 6 に描かれているように軸 1 2 0 に沿って端末(末端)部 6 6 に向かって押される。端部部分 1 0 8 は着用者の指 5 4 により強制的にまっすぐにされ、伸縮性紐 1 1 2 を引き伸ばす。 【 0 0 5 9 】

管状部分44が手50の動きにより完全に伸ばされると、図17に示されるように、手または指54が端末開口部18を通ってよい。この段階では、伸縮性紐112は完全に伸ばされている。図18に描かれているように、伸縮性紐112の張力が次により低い張力の位置に向かって端部部分108を引っ込め、着用者の手50を完全に露出する。親指封入部46は折り返され、指ポケット114の中に差し込まれ、それを非侵襲位置に保つ。

#### [0060]

手カバー20Cを完全閉鎖位置に戻すためには、ステップが逆転される。端部部分10 8は手50の上で外向きに押され、次に手は、伸縮性紐112が端部部分を管状部分44 の残りに平行に後方に引っ張る間に引っ込められる。

30

40

50

#### [0061]

ここで本発明の頭カバー30を見ると、図19及び図20の断面図は、断熱顔シールド32が、端部34が着用者の頭部122のそれぞれの側で通常垂直方向にフード内部31に取り付けられるフード30Aとしての頭カバーを示している。図19では、顔シールド32は着用者の頭部122の後ろに位置し、着用者の鼻128と顔128を露出したまま残す。

#### [0062]

図20では、顔シールド32が、鼻128の一部を含む着用者の顔128のかなりの部分を覆うために設置される。図21に描かれているように、顔シールド32は、通常断熱布地などの成形しやすい材料の大まかに矩形のパネルから形成され、上部端縁132、下部端縁134及び端部34を有する。シールド32の一部138は、多孔性の網かけまたは類似した材料から形成されてよく、蒸気でシールドを飽和することなく着用者による荒い息を可能とするために鼻及び/または口の近傍に位置する。端部34はフード30Aの内側に縫い付けられるか、あるいはベルクロ(商標)ストリップを使用することによってなど他の方法で接合されてよい。後者のケースでは、顔シールド32は清掃または交換のために容易に取り外しされてよい。

#### [0063]

頭カバー30Aの多様な形態は、種々の温かさを達成するために図22、図23、図24、図25及び図26に示されている。図22に図示されるように衣類10は縫い目36に沿って衣類に接合されるフード30Aを含み、顔の露出のための開口部28を有する。顔シールド32は、鼻124から下方に顔126の下部の上にあるとして示されている。シールド端部34がフード30Aに取り付けられる縫い目線142が図示されている。さらに、短い鍔つまりひさし140が、太陽光または降雨から着用者を保護するために開口部28の上端縁に接合されるように示されている。鍔140は、外部防水材料146とともに内部形状保持部材144から形成されてよい。鍔140は、最大約0.75インチから約2インチ、開口部28から外向きに延在するように構成される。ジッパー26または他の開放装置により、フード30Aの前部分を含む衣類10の開口が可能になる。

### [0064]

図23に図示されるように、着用者の顔126は顔シールド32を下方に顎127の下まで引くことによって露出されてよく、その場合顔シールドは首121の前部を覆う。ジッパー26は図示されるように、さらに空気を循環させるために部分的に開放してよい。

# [0065]

図24は、フード30Aが下方に引き下げられた着用者の頭部122を示している。この位置でさえ、及び衣類10の上部の開放にも関わらず、顔シールド32は着用者の首121の前部を断熱するためにその位置を保持するだろう。

#### [ 0 0 6 6 ]

図 2 5 は、着用者の頭部 1 2 2 が顔シールド 3 2 の前に置かれる着用形態を示している。この構成では、着用者の頭部 1 2 2 、顔 1 2 6 及び首 1 2 1 の前部は完全に露出している。

# [0067]

図 2 6 は、衣類 1 0 が閉じられ、一部を切り取って 1 4 6 可視となる顔シールド 3 2 が頭部 1 2 2 の後ろに置かれ、着用者の顔 1 2 6 をあらわのままとする着用形態を描いている。

# [0068]

本発明の衣類10の追加の実施形態は、図27に例示されるベスト/コートまたはベスト/シャツ組み合わせ10Cを備える。胴体部分12は、肩領域152でのジッパー148による取り外し自在の腕部分150の取り付けのために構成され、ベストをコートに変える。多様な取り外し自在の腕部分150は、特定の用途及び/または気候条件のために構成されてよい。図27では、衣類10Cは(腕部分のない150)ベスト形状で示され、顔開口部28と顔シールド32付きの頭カバー30A、各腕部分ホール40を取り囲む

ジッパー148、及び顔開口部28から衣類の下端縁24に延在する前部ジッパー26を含んでいる。顔シールド32は多孔性のスクリーンまたはメッシュを備えるセクション138付きで図示されている。オプションの実施形態では、衣類10Cは、一体化した頭カバー30Cなしで形成される。

[0069]

ここで図28、図29及び図30を見ると、3つの例示的な取り外し可能な腕部分150が示され、それぞれが胴体部分12に接合するための上部開口部154を有する。複数の異なる手カバー20が示され、図5から図18にここに前述されたような追加の手カバー構成が使用されてよい。図28では、腕部分150の末端部が、着用者の手(図示されず)の部分的な被覆を達成するために袖口156及び親指穴70を備える。図29では、袖口156は1組のベルクロ(商標)ストラップ158を含み、袖口を着用者の手首123の回りで引き締める。図30では、手カバー20Aは、前述され、例えば図8に図示されるような多目的のミトンを備える。言うまでもなく、腕部分150を構築し、例えば異なる断熱値を達成するため、あるいは雨や雪をはねつけるために多様な材料が使用されてよい。

[0070]

ここに説明される種々の衣類及び衣類要素は、多岐に渡る気候条件及び活動の元で望ましい快適レベルを可能にする。手カバー及び頭カバーはそれぞれ多様な着用形態を有し、それにより気温、風速または個人の活動レベルの急速な変化に迅速且つ容易に対処できる。このような変更は「急いで」つまり活動の長い休止なしに行われてよい。

[0071]

本発明の多様な衣類の構成により、着用者が過去に達成可能であったよりさらに快適に、安全に、且つ楽しく厳しい活動を実行できるようになることが前記説明から認識されるだろう。

【産業上の利用可能性】

[0072]

本発明はここに特定の例示的な実施形態に関して開示されてきたが、当業者は、それがそのように制限されていないことを認識し、理解するだろう。開示された実施形態に対する多くの追加、削除及び変型は、本発明の範囲を逸脱することなく達成されてよい。さらに、一方の実施形態からの特徴は他方の実施形態からの特徴と結合されてよい。本発明の範囲は請求の範囲によってのみ制限されるべきである。

【図面の簡単な説明】

[0073]

【図1】図1は本発明による多目的ミトン及び頭カバー付きの閉じられた位置にある衣類の第1の例示的な実施形態の全体的な正面図である。

【図2】図2は本発明による多目的ミトン付きの衣類の第2の例示的な実施形態の全体的な正面図である。

【図3】図3は本発明による頭カバー付きの衣類の第3の例示的な実施形態の全体的な正面図である。

【図4】図4は本発明のミトンの手カバーの全体的な正面図である。

【図5】図5は、多様な着用形態を示す本発明の衣類のミトン端部の全体的な描写であり、ミトン着用の手の完全な露出形態を示している。

【図 6 】図 6 は、多様な着用形態を示す本発明の衣類のミトン端部の全体的な描写であり、ミトン着用の親指及び 4 本指の部分的な露出の形態を示している。

【図7】図7は、多様な着用形態を示す本発明の衣類のミトン端部の全体的な描写であり、ミトン着用の親指が覆われた状態の4本指の指先の露出形態を示している。

【図8】図8は、多様な着用形態を示す本発明の衣類のミトン端部の全体的な描写であり 、ミトン着用の完全な被覆形態を示している。

【 図 9 】 図 9 は 縫 い 物 線 を 含 む 本 発 明 の 第 1 の ミ ト ン 実 施 形 態 の 要 素 の 分 解 斜 視 図 で あ る

20

30

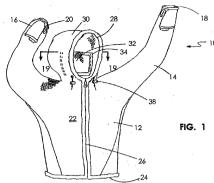
40

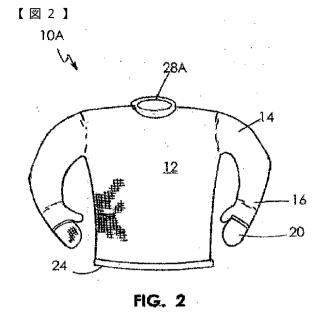
20

30

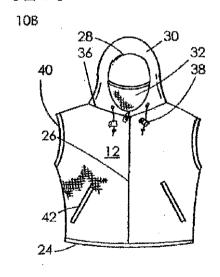
- 【図10】図10は縫い物線を含む本発明の第2のミトン実施形態の要素の分解斜視図である。
- 【図11】図11は縫い物線及び異なる構造を含む本発明の第2のミトン実施形態の要素の分解斜視図である。
- 【図12】図12はミトン着用の追加の手袋封入部形態を示す、本発明の衣類のミトン端部の第2の実施形態の全体的な描写である。
- 【図13】図13はミトン着用の追加の手袋封入部形態を示す、本発明の衣類のミトン端部の第2の実施形態の変形の全体的な描写である。
- 【図14】図14はミトン着用の追加の手袋封入部形態を示す、本発明の衣類のミトン端部の第2の実施形態の別の変形の全体的な描写である。
- 【図15】図15は、完全に閉じられた位置から完全に開放した位置へミトン端部を変更する際のステップを描く、本発明の衣類のミトン端部の追加の実施形態の全体的な側部描写である。
- 【図16】図16は、完全に閉じられた位置から完全に開放した位置へミトン端部を変更する際のステップを描く、本発明の衣類のミトン端部の追加の実施形態の全体的な側部描写である。
- 【図17】図17は、完全に閉じられた位置から完全に開放した位置へミトン端部を変更する際のステップを描く、本発明の衣類のミトン端部の追加の実施形態の全体的な側部描写である。
- 【図18】図18は、完全に閉じられた位置から完全に開放した位置へミトン端部を変更する際のステップを描く、本発明の衣類のミトン端部の追加の実施形態の全体的な側部描写である。
- 【図19】図19は図1の線19-19に沿って取られるような本発明の頭カバーを通る 断面図である。
- 【図 2 0 】図 2 0 は図 1 の線 1 9 1 9 に沿って取られるような本発明の頭カバーを通る 断面図である。
- 【図21】図21は本発明の衣類の顔シールドの平面図である。
- 【図22】図22は着用の第1形態にある本発明の衣類の例示的な頭カバーの全体的な正面図である。
- 【図23】図23は着用の第2形態にある本発明の衣類の例示的な頭カバーの全体的な正面図である。
- 【図24】図24は着用の第3形態にある本発明の衣類の例示的な頭カバーの全体的な正面図である。
- 【図25】図25は着用の第4の形態にある本発明の衣類の例示的な頭カバーの全体的な 正面図である。
- 【図26】図26は着用の第5の形態にある本発明の衣類の例示的な頭カバーの全体的な 正面図である。
- 【図27】図27は取り付け自在/取り外し自在の腕部分を有するように構成される本発明の追加衣類の正面図である。
- 【図28】図28は本発明の取り付け自在/取り外し自在の腕部分の側面図である。
- 【図29】図29は本発明の取り付け自在/取り外し自在の腕部分の別の実施形態の側面 図である
- 【図30】図30は 本発明の取り付け自在/取り外し自在の腕部分の追加の実施形態の側面図である。

【図1】

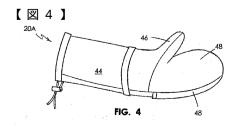




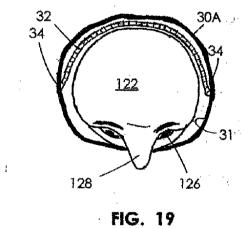
# 【図3】







# 【図19】





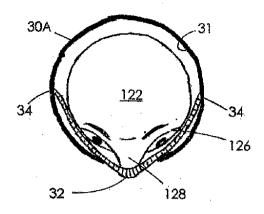


FIG. 20



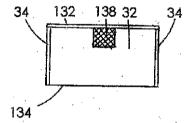
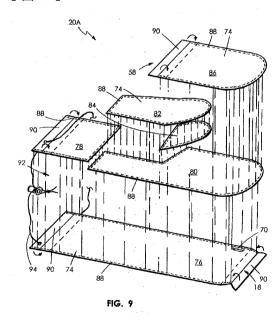
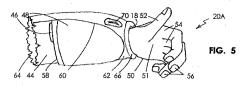


FIG. 21

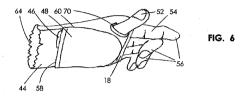
# 【図9】



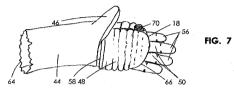
# 【図5】



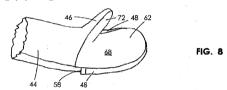
【図6】



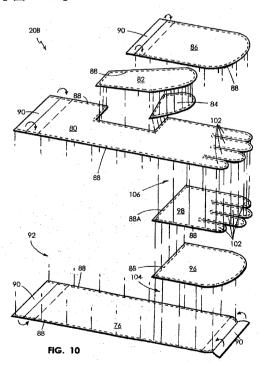
【図7】



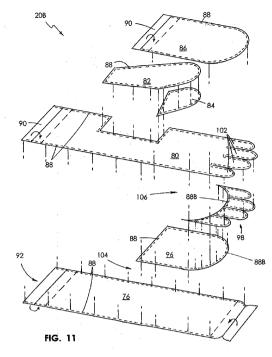
【図8】



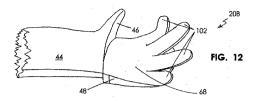
【図10】



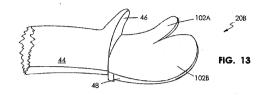
【図11】



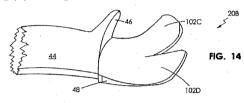
【図12】



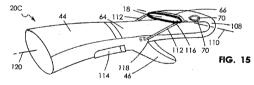
【図13】



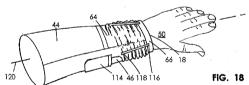
【図14】



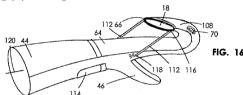
【図15】



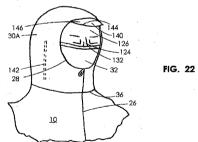
【図18】



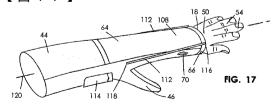
【図16】



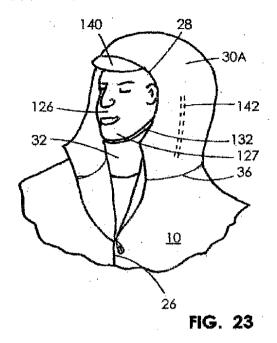
【図22】



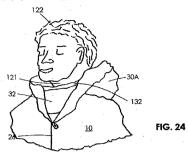
【図17】



# 【図23】



# 【図24】

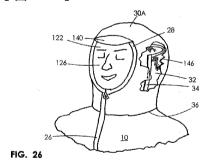


【図25】

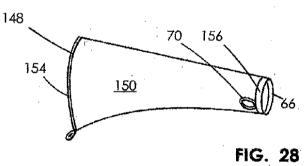


FIG. 25

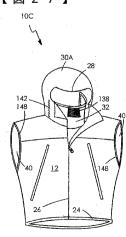
# 【図26】



# 【図28】



【図27】



【図29】

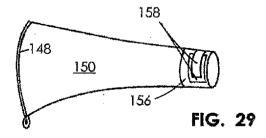
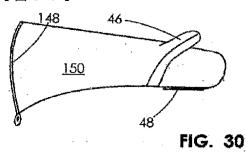


FIG. 27

# 【図30】



## 【手続補正書】

【提出日】平成16年11月29日(2004.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

人用の多目的な多形態手カバーであって、

内部空間、前記人の手が差し込まれてよい手の挿入端部と、前方終端端部とを有する細長い管状部分と、

前記人の手が外部に通過してよい前記末端部の開口部と、

前記差し込まれた手の掌に相当する前記管の掌側と、

前記差し込まれた手の裏側に相当する前記管の裏側と、

前記掌側から外向きに伸び、前記人の親指を封入するための前記内部空間と連通する親指 封入部と、

通常前記末端部から、通常前記親指封入部に近接する前記掌側の少なくとも一部にまたがるポケット開口部まで延在するポケットと、

を備え、

前記ポケットが、前記末端開口部がその露出のためにそこを通る前記人の手の通過のために大気に開放する掌位置と、それにより前記手が覆われる前記末端開口部を覆う背部位置の間で動作可能であることを特徴とする多目的な多形態手カバー。

### 【請求項2】

前記手カバーが、前記ポケットを反転することによって手露出形態から手被覆形態に変

更可能であることを特徴とする請求項1に記載の多目的な多形態手カバー。

#### 【請求項3】

前記親指封入部が前記ポケットを手被覆形態に反転することなく前記人の親指を突出して保持するように構成され、それによって前記親指封入部が、手の上部分及び指の上部分を覆いながら全体的な露出を前記人の指先に制限することを特徴とする請求項1または2に記載の多目的な多形態手カバー。

#### 【請求項4】

前記親指封入部が、使用されていないときに前記ポケット内で折り畳むことができることを特徴とする請求項1、2または3に記載の多目的な多形態手カバー。

#### 【請求項5】

前記人の親指が前記4本指に無関係に露出されることにより、中間位置での前記手カバーを通る親指穴を備えることを特徴とする請求項1、2、3または4に記載の多目的な多形態手カバー。

# 【請求項6】

前記手の挿入端部が前記人の手首または腕の回りで前記手カバーを引き締めるためのシンチ紐をその中に周方向に含むために折り畳まれる手首開口部を備えることを特徴とする前出の請求項のいずれかに記載の多目的な多形態手カバー。

#### 【請求項7】

残りの指とは無関係に1本または複数本の指を別個に封入するための別個の指部分をさらに備えることを特徴とする前出の請求項のいずれかに記載の多目的な多形態手カバー。

#### 【請求項8】

前記多形態手カバーの前記手挿入端部が上半身の腕部分に一体化して、あるいは取り外し自在に取り付けられる、前出の請求項のいずれかに記載の胴体部分、2つの腕部分、及び多目的な多形態手カバーを含む上半身用衣類。

### 【請求項9】

前記腕部分の間で前記胴体部分と一体化されたフードであって、顔開口部のある内面を有する前記フードと、

2 つの対向する端部、外面及び内面を有し、前記対向する端部の一方が前記フードの前記内面の左側に取り付けられ、前記他方端部が前記フードの前記内面の右側に取り付けられる顔カバーと、

#### を含み、

前記顔カバーが前記人の顔の一部を覆うための前部位置と前記人の頭部の後部に隣接する背部位置の間で移動可能であり、

前記顔カバーが少なくとも2方向で引き伸ばすことができるように、少なくとも1つの軸に沿って引き伸ばすことができる布地から形成され、それにより前記顔カバーが、前記人の(a)鼻、(b)口、(c)顎、(d)首の前側部分、(e)鼻の下部、及び(f)後頭部の一つまたはそれ以上を移動可能に覆うことにより形態変更可能であることを特徴とする請求項8に記載の上半身用衣類。

## 【請求項10】

前記顔カバーの前記内面に取り付けられ、実質的に覆うメッシュパネルをさらに備え、前記顔カバーが前記フードに取り外し自在に取り付けられることを特徴とする請求項9に記載の上半身用衣類。

# 【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPO	RT	International application No. PCT/US08/05522				
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER  IPC(7) :A41D 13/00  US CL :2/69, 102, 108, 84, 88, 4, 125, 126, 115  According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC  B. FIELDS SEARCHED  Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)  U.S.: 2/69, 102, 108, 84, 88, 4, 125, 126, 115  Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched						
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)						
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT						
Category* Citation of document, with indication, where ap	Relevant to claim No.					
X / US 5,794,263 A (CARMAN) 18 Augus	/ US 5,794,263 A (CARMAN) 18 August 1998, see entire document.					
Y US 5,388,270 A (Hewitt) 14 Februar	11 and 13-21					
US 5,790,987 A (SESSELMANN) document.		at family annex.	1-21			
Further documents are listed in the continuation of Box  Special categories of cited documents:	"T" later document	published after the inte	ernational filing date or priority			
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance  "E" earlier document published on or after the international filling date  "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified).  "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means  "P" document published prior to the international filling date but later than the priority date claimed	acte and not in the principle of the principle of considered now when the document of principle of the considered to with one or to obvious to a part of the principle of the considered of the principle of the p	date and not in canfilet with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art document member of the same patent family				
Date of the actual completion of the international search 25 APRIL 2003  Date of mailing of the international search 70 JUN 2003						
Name and mailing address of the ISA/US Commissioner of Patents and Trademarks Box PCT Washington, D.C. 20231 Facsimile No. (705) 305-3230	Authorized officer  TEJASH PATEL Diane provided for Telephone No. (703) 303-0861					

Form PCT/ISA/210 (second sheet) (July 1998)\*

# フロントページの続き

F ターム(参考) 3B011 AA01 AA08 AB11 AB13 AC13 AC22

3B031 AA09 AA10 AB01 AB11 AB13 AC05 AC08 AC13 AC17

3B033 AA03 AA04 AB03 AC04 AC05